

支援制度	概要	申請に必要なもの	ホームページ	担当課
災害対応資金(融資制度)	風水害、震災等(火災含む)の自然災害により被害を受けた小規模企業者の方が、復旧を図るための設備資金が必要な場合に貸付を行います。 お申し込みは、HPに記載の取扱金融機関にてお願いいたします。	・被災証明書 ・市税完納証明書	https://www.city.oita.oita.jp/o155/shigotosangyo/kigyoshien/saigaitaioushikin.html	創業経営支援課 097-585-6029
手数料の減免【住民票・戸籍謄本(抄本)】 (救済・支援制度)	災害により、被災者が必要とする住民票の写し、戸籍謄本(抄本)または戸籍の記録事項証明書の手数料を減免します。	・り災証明書または被災したことを証明する書類	なし	市民課 (窓口担当班) 097-537-5615
葬斎場使用料の減免(救済・支援制度)	施設利用者が火災、震災、風水害その他これらに類する災害により支払いが困難であると認められる場合、使用料を減免します。	・り災証明書 ・大分市葬斎場使用料減免申請書	なし	葬斎場 097-597-6671
介護保険料減免制度(救済・支援制度)	災害その他特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、長寿福祉課へご相談ください。	・り災証明書	https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1204011243784.html	長寿福祉課 (保険料担当班) 097-537-5741
介護保険利用者負担の減免 (救済・支援制度)	災害等の事情により居宅サービス等の自己負担が一時的に困難な要介護者・要支援者について保険給付率を引き上げられます。	・り災証明書	https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1202970884096.html	長寿福祉課 (介護給付担当班) 097-537-5742